

第5章

生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした
教育文化都市をめざして
(教育・文化分野)

第1節 人権尊重教育の推進

第2節 生涯学習社会の振興

第3節 青少年の健全育成の推進

第4節 個性を生かす学校教育の充実

第5節 社会教育推進体制の整備

第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興



第1節 人権尊重教育の推進

現状と課題

- 1 家庭、学校、地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むことを目的に、道徳授業地区公開講座を開催しています。また、道徳教育で学び、感じたことを発表する場として、小学生による人権メッセージ、中学生の主張を「あきる野市教育の日[*1]」に行っています。
- 2 これまでの人権教育の推進に関わる取組や人権尊重教育推進校の実践をもとに、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが求められています。
- 3 男女共同参画に関する情報提供やフォーラムの開催などにより、人権尊重と男女平等意識の啓発に取り組んでいますが、女性の就労、子育てや介護問題等への男性の参加などにおいて、十分とはいえない状況があります。

基本方針

全ての市民が個人の価値を尊び、安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育や社会教育活動などを通して人権尊重教育を推進します。

基本的取組の内容

1 人権尊重の推進

① 人権尊重教育の推進

人権教育推進委員会の研修・研究機能を充実させ、全ての学校や地域社会において、個人の権利と義務に基づく人権尊重教育を推進します。

② 教職員の人権尊重意識の向上

人権意識の理解・啓発を進めるとともに、人権課題に関する様々な研修会への参加を促し、教職員の人権尊重意識の向上を図ります。



人権擁護委員による学校での人権教育

③ いじめの防止対策の充実

各学校にいじめ問題担当者を配置し、実態把握に努めるとともに、個々の事例に応じて保護者や関係団体などと連携し、いじめ防止対策の充実を図ります。

*1 あきる野市教育の日

市民の教育への関心と理解を深め、次代のあきる野を担う子どもたちの教育に関する取組を市民全体で推進し、本市の教育の充実と発展を図るために、12月の第1土曜日を「あきる野市教育の日」に定めた。



2 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画プランの推進

男女共同参画プランに基づき、男性も女性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮することにより、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できるような社会の実現をめざします。

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図ります。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがいきいきと活動できるワーク・ライフ・バランス[*2]の取組を推進します。

.....

*2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第2節 生涯学習社会の振興

現状と課題

- 1 国際化の推進については、平成10年にマールボロウ市^{〔*3〕}（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、推進策の一つとして毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。グローバル化の進展により、豊かな国際感覚を持ち、国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが求められている中、中学生の派遣・受入れ事業は、有意義なものになっています。
- 2 2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことに伴い、外国人観光客の増加が予想されます。また、平成26年3月1日現在の外国人住民は、623人となっており、外国人にもやさしいまちづくりが求められています。
- 3 多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティアなどとの協働により、事業展開を図る必要があります。
- 4 学習した成果を地域における教育活動に活かす機会や事業の提供を行うことにより、「知の循環型社会^{〔*4〕}」の構築を図る必要があります。

基本方針

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 国際化の推進

① 国際化推進体制の充実と関係団体への支援

国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などとの連携・協力を進め、団体の運営を支援します。

② 外国人にもやさしいまちづくりの推進

ホームページ・各種パンフレット等による外国語での生活情報の提供やまちの標識に英語表記を加えるなど、外国人にもやさしいまちづくりを推進します。

*3 マールボロウ市

アメリカ北東部、大西洋岸にあるマサチューセッツ州の州都ボストンの西約45kmにある都市。四季のある気候であるが、冬季には零下の日が続くこともある。米国の学術・文化の中心であり、かつては靴の製造とリンゴの生産が主要産業であったが、現在は世界有数のコンピュータ・ハイテク関連企業が研究施設と工場を構えている。

*4 知の循環型社会

各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する仕組み。

[参考：国際姉妹都市提携の経緯]

国際化の進展に伴い、豊かな国際感覚を育むため、平成5年（1993年）に国際姉妹都市提携の検討を始め、当時、市が企業誘致を進めていた工業用地に、マサチューセッツ州に本社を持つ企業が進出することになり、姉妹都市の候補としてマールボロウ市を紹介された。市では、友好訪問団を現地に派遣し、交流の可能性について会談を行い、同年10月17日に姉妹都市提携に向けて、各種交流事業を進めていく旨の合意書を交わした。これにより、翌平成6年（1994年）から中学生を派遣する事業を開始した。中学生のホームステイ事業や市民レベルでの各種交流を進め、平成10年（1998年）11月3日に、マールボロウ市長を始めとする友好訪問団（中学生派遣団も同行）が来日し、その歓迎会で正式に姉妹都市提携の共同宣言を行った。



③ 国際姉妹都市マールボロウ市との交流推進

国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校在籍の生徒をマールボロウ市に派遣するなど、国際姉妹都市マールボロウ市との交流を推進します。



中学生のマールボロウ市への派遣事業

2 生涯学習の推進

① 生涯学習推進計画の推進

生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」に基づき、学習の場や機会の提供から市民参加型学習や提案型学習への転換を進め、学習成果を活かす「知の循環型社会」の実現をめざした施策を展開します。

② 学習機会提供の拡充

行政のみならず市内で行われる事業がネットワークとして結びつき、民間教育機関や企業などと連携・協力し、役割を分担し合いながら、より広く深い学習機会の提供とその拡充を図ります。

③ 生涯学習推進体制の整備

全庁的な推進・調整組織である生涯学習推進本部を中心として、体系的な生涯学習を推進します。また、生涯学習推進市民会議において生涯学習の進捗状況を検証するなど、市民と行政の協働による体制の整備を進め、市民の視点に立った生涯学習を推進します。

④ 学習情報の提供と相談体制の整備

ICT[*5]を活用した情報提供システムの整備を推進します。また、近隣自治体との連携、協力を図り、企業、民間教育事業者を含めた学習情報の相互利用ができる生涯学習ネットワークの形成に向けて検討を進めます。さらに、恒常的な学習相談窓口の開設や情報通信手段による相談体制の確立をめざします。

⑤ 生涯学習関連施設の整備と充実

既存の施設の有効活用や適正利用など、生涯学習関連施設の整備と充実を進めるとともに、専門的知識を持った職員の適正な配置を推進します。また、学校施設と庁舎のコミュニティホールの市民への積極的な開放を推進します。

⑥ 人材育成の充実

市民が学習や経験で得た成果を活かし、地域社会へ還元する取組を積極的に推進します。また、市民が生涯学習推進の主体となっていくために、人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐ役割を果たすコーディネーターの育成とその活用を推進します。

*5 ICT (Information and Communication Technology: インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略)

情報通信技術のこと。情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として「IT」が普及したが、国際的にはICTが広く使われる。

第3節 青少年の健全育成の推進

現状と課題

- 1 教育相談所では、臨床心理士や専門の相談員による学校教育相談等により、学校における青少年の健全育成に取り組んでいます。平成24年度の相談件数は、171件（延べ1,454回）となっています。
- 2 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備などの活動が行われています。
- 3 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。
- 4 おとなが子どもの手本となるように行動することで「子どもに良い影響を及ぼし、規則正しい生活習慣や社会性、規範意識などが高められる」などの効果を期待し、家庭の教育力だけでなく、地域の教育力の向上を図るため、「おとなが手本のあきる野市」の取組を推進しています。

基本方針

健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などに取り組むため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成を推進します。

基本的取組の内容

1 学校での健全育成

① 適応指導教室の充実

不登校児童・生徒ゼロをめざし、適応指導教室[*6]の充実を図ります。

② 学校教育相談等の充実

いじめや不登校などの問題の解決に向けて、小中学校にスクールカウンセラー[*7]を配置し、校内の相談体制の充実を図るとともに、教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図ります。

2 地域や家庭での健全育成

① 地域リーダーの育成

青少年健全育成活動の中心となって活動する団体に必要な支援を行うなど、地域でリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

*6 適応指導教室

主として登校拒否の児童・生徒に対する指導を行うため、教育委員会が学校以外の場所、又は学校の余裕教室などを利用して校内に設置する教室。児童・生徒の在籍校と連携しながら、個別のカウンセリングや集団での指導、教科指導などを行うもので、単に相談を行うだけの施設は含まない。

*7 スクールカウンセラー

心の問題に対応するため、学校に配置する専門家。学校において、いじめや不登校などの様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教員だけでは受け止めることのできない領域を補わせるため、心理学の専門知識をもった臨床心理士などが充てられる。



② 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成に欠くことができない地域活動を行っている青少年健全育成団体やPTAなどの団体を支援します。

③ 子ども読書活動の推進

子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

④ 青少年の野外活動の推進

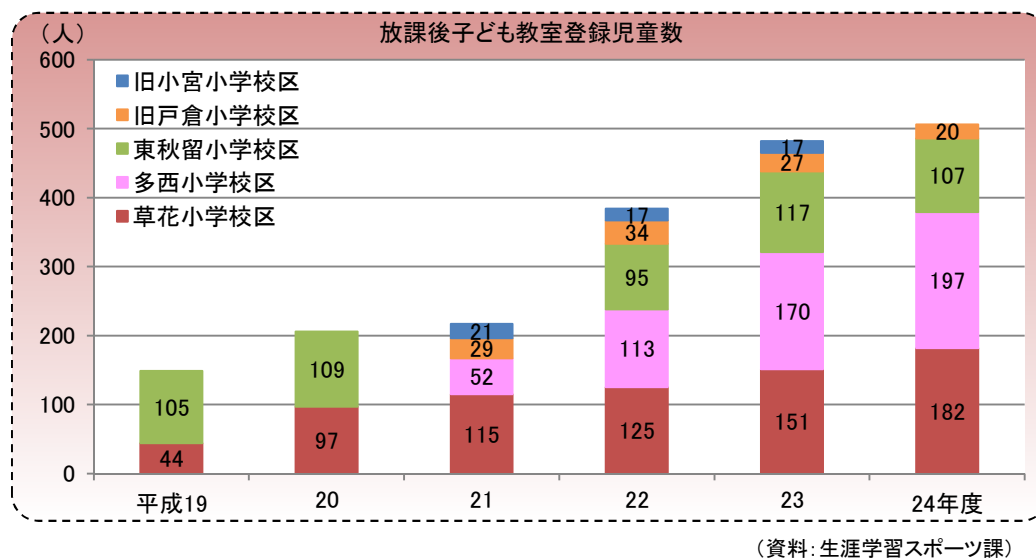
青少年が野外活動を通じて、人と人との関わり方や自立心・自制心を養うことができるよう、青少年の野外活動を推進します。

⑤ 放課後子どもプランの推進

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、安全・安心な活動拠点をつくるため、総合的な放課後対策として、放課後子どもプランを推進します。



学校施設を利用した放課後子ども教室



⑥ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討

子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立の支援策を検討します。

第4節 個性を生かす学校教育の充実

現状と課題

- 1 小学校8校（固定学級[知的障害]4校、通級指導学級[情緒障害等]3校・[言語障害]1校）、中学校5校（固定学級[知的障害]2校・[情緒障害]1校、通級指導学級[情緒障害等]2校）に特別支援学級を設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備しています。
- 2 小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で小中一貫教育を推進していく中、小中学校の連携を更に強化し、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動の充実が必要となります。
- 3 学校施設は、子どもたちが安心して学び、生活できる環境に整備するとともに、災害が発生した際、避難所としての役割を果たす安全で安心な環境に整備する必要があります。
- 4 児童・生徒が知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、未来を切り拓く能力や態度を育成することが求められており、多様なニーズや価値観に適切に対応できるよう学校の教育力を高めていくことが必要です。

基本方針

教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組むとともに、小中学校が連携し、特別支援教育や一貫性のある指導を行う小中一貫教育など、個々のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 教育内容の充実

① 教育基本計画の推進

教育基本計画に基づき、教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 特別支援教育の推進

特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備するとともに、特色ある教育活動の一つとして都立特別支援学校等との交流活動を実施するなど、特別支援教育を推進します。

③ 小中一貫教育の推進【重点施策】

児童・生徒に対して一貫性のある指導を行うため、全小中学校で小中一貫教育推進基本計画に基づいて、小中学校の連携を強化した小中一貫教育を推進します。



小中一貫教育のパイロット校「増戸学園」
（写真：増戸小学校）



④ 学力向上対策の推進

基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図るとともに、子どもが自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進します。

⑤ 環境教育の推進

小宮ふるさと自然体験学校等を活用し、郷土の豊かな自然と触れ合う活動を通して、自然に親しみ、自然を大切にする心を育むとともに、地球環境の保全について考え、行動できるよう環境教育を推進します。

⑥ スポーツ教育の推進

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、児童・生徒がスポーツへの関心を高め、心身の健康の増進や体力向上を積極的に図るようにするため、スポーツ教育を推進します。

⑦ 国際理解教育の推進

小学校高学年では、「外国語活動」の時間において、AET[*8]等を活用して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養うとともに、総合的な学習の時間において外国の生活や文化を学ぶことにより、国際理解教育を推進します。

⑧ 特色ある学校づくりの推進

学校評価や学校評議員制度[*9]などを活用して学校運営の改善・充実を図るとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動の充実を図り、地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進します。

⑨ 教員の資質・能力の向上

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、校内で実施するOJT[*10]の活性化を支援し、教員の資質・能力の向上を図ります。

⑩ 伝統・文化理解教育の推進【重点施策】

地域の伝統・文化活動を積極的に活用し、日本の伝統文化理解教育を推進するとともに、地域の伝統・文化継承活動への参加を推進します。

⑪ 幼児教育の振興の支援

国や東京都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援します。



「伝統・文化発表会」でお囃子を披露する児童

*8 AET (Assistant English Teacher : アシスタント・イングリッシュ・ティーチャーの略)

外国語授業を行う英語指導助手のこと。児童が外国語に触れたり、外国語の生活や文化に触れ親しむことなどを目的にしている。

*9 学校評議員制度

学校教育法施行規則に基づき、地域住民が学校運営への参画の仕組みとして設置された制度。保護者や地域住民などが評議員となり、学校運営に関する意見を得ることができ、学校と地域、家庭の連携の強化が図られる。

*10 OJT (On-the-Job Training : オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略)

職場内において、管理監督者の下で行われる教育・訓練法の一つ。指導力に優れた教諭が、他の教諭等に対して日常的に教育上の指導助言や研修などを行う。

⑫ 学校図書館の機能の充実

子どもたちの読書活動を推進するため、公共図書館との連携を図りつつ、学校図書館の機能の充実を図ります。

⑬ 友好姉妹都市栗原市の中学生との相互交流の充実

両市の生徒の親睦を図るため、友好姉妹都市栗原市[*11]（宮城県）の中学生との相互交流の充実を図ります。



交流会で植樹する栗原市の中学生

2 教育環境の整備

① 情報化社会に対応した教育環境の整備

情報機器の導入やコンピュータ教育を積極的に推進するなど、情報化社会に対応した教育環境の整備を図ります。

② 学校施設の非構造部材の耐震化の推進

安全な教育環境と避難所としての機能を確保するため、小中学校の校舎や体育館の天井・照明器具など、非構造部材の耐震化を推進します。

③ 老朽化した学校施設の改修・改善の推進

施設・設備の老朽化の著しい部分を中心に改修・改善を推進します。

④ 学校保健の充実

各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。

⑤ 遠距離通学に対する支援

小宮地域の児童・生徒及び戸倉地域の児童の通学手段の確保とその支援に取り組みます。

*11 栗原市

友好姉妹都市の提携を結んでいた旧志波姫町を含む栗原郡の10町村が合併し、平成17年4月1日に誕生した人口約7万4,000人のまち。岩手・秋田両県に接する宮城県の内陸北部に位置し、県内で最大となる約800k㎡の面積を誇り、その8割近くを森林や原野、田畑などが占める自然と四季のうつろいが美しい田園都市。

【参考：友好姉妹都市提携の経緯】

旧志波姫町は、「五日市憲法草案」を起草した千葉卓三郎の出生地であったことから、昭和60年2月11日に友好姉妹都市を提携し、中学生の友好親善事業の実施の他、産業祭への参加などを通じ友好親睦の絆を深めてきた。五日市町と秋川市が合併したことに伴い、平成8年1月28日あきる野市と志波姫町は、友好姉妹都市の盟約を新たに取交わし、平成17年4月1日、栗原市の誕生に伴い盟約を結び直した。この盟約締結に際し、同時に広域的な防災体制を整備するため、災害発生時における相互の援助協力を図る「友好姉妹都市災害時相互応援協定」を取り交わした。



⑥ 子どもの安全確保の推進

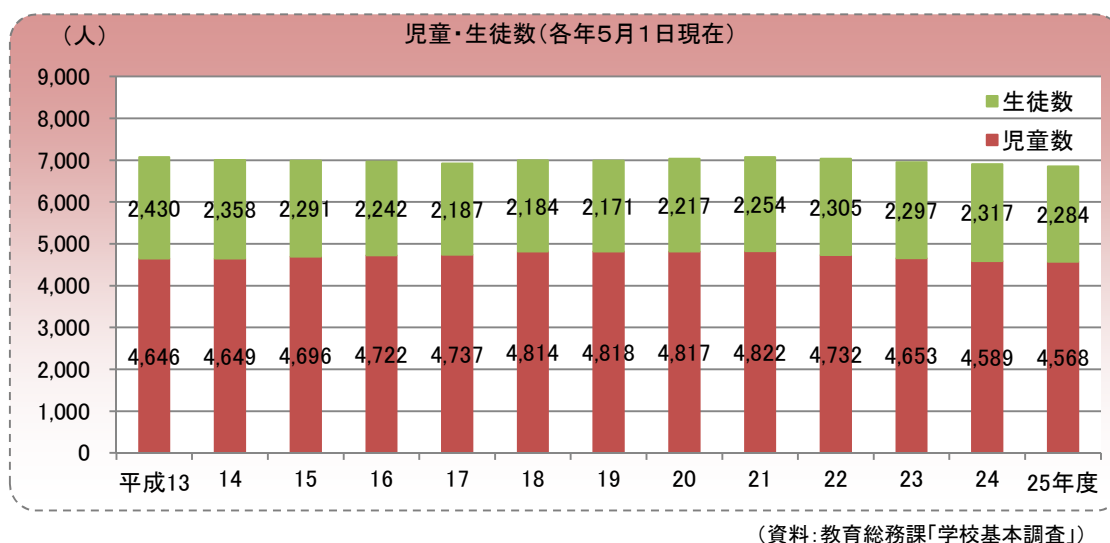
学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダー[*12]の配置などを行い、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進します。

⑦ 学校施設の計画的整備

校舎や体育館、校庭、プールなどの学校施設の大規模な整備を計画的に推進します。

⑧ 学校給食センター整備計画の推進

学校給食センターについては、老朽化した3か所のセンターを1か所に集約するなど、学校給食センター整備計画に基づき、新しい学校給食センターの整備を進めます。



*12 スクールガード・リーダー

学校や通学路などを巡回し、学校、児童、PTA、地域の学校安全ボランティアへの指導や安全に関する学校の取組への助言などを行う市教育委員会が委嘱した人(警察官OB等)。

第5節 社会教育推進体制の整備

現状と課題

- 1 社会教育の拠点施設である図書館においては、平成24年度の人口に対する個人登録者の割合が45.2%であり、市民1人当たりの蔵書数が6.36冊となっています。
- 2 図書館施設は、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図るため、I C化[*13]などの施設・設備の充実が求められています。
- 3 五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受章した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館で展示していますが、郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が求められています。

基本方針

市民が、生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

基本的取組の内容

1 社会教育の拠点整備

① 図書館施設、設備の整備・充実

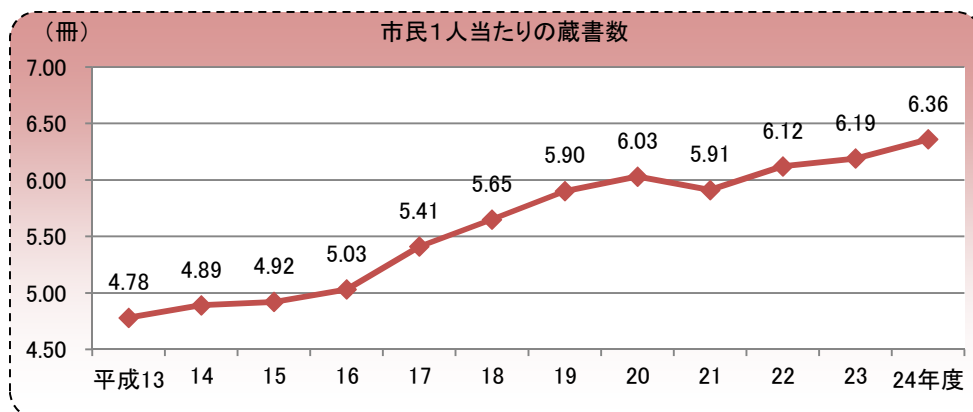
いつでも・どこでも・だれもが学び、求める情報が活用できるよう、自動貸出機や無人予約提供設備、インターネット環境に対応した設備など、図書館施設、設備の整備・充実を図ります。

② 図書館の広域的連携の推進

市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館や大学図書館などとの広域的連携を推進します。



年間約34万人が入館する中央図書館



(資料:図書館)

*13 I C化

書籍(資料・AVメディアを含む。)にI Cタグ(電波を受けて働く小型の電子装置)を貼り付けて資料の管理を行うなど、図書館における様々な業務の効率化を図るための取組。



③ 図書館の電子情報提供の推進

五日市憲法草案など、そのままでは公開・活用の図れない貴重な資料の電子データ化を進め、電子化された資料の充実を図るとともに、インターネット等を活用した電子情報提供を推進します。

④ 障がい者等への図書館サービスの向上

視覚障害等で通常の方法では読書が困難な方や図書館に来館することができない方などに対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。

⑤ 図書館ボランティアの育成

ボランティア活動のための技術や知識の習得を支援するとともに、市民との協働による図書館サービスの推進ができるよう活動の場を拡大させ、図書館ボランティアを育成します。

⑥ 地域・行政資料の収集と情報提供の充実

地域の課題解決や歴史・文化の調査研究などに資するため、地域・行政資料の収集と情報提供の充実を図ります。

2 文化財の保護・活用の推進

① 文化財保護の推進

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財を収集・展示し、適正に保管します。また、収蔵資料の整理や調査研究を進め、収蔵施設の充実を図ります。埋蔵文化財については、開発工事に対し、必要に応じて調査を実施するなど、適切な保護を図ります。さらに、文化財の指定を進め、その保存・伝承を推進するため、東京都や所有者などとの調整を図るとともに、指導・助言を行います。

② 文化財の活用の推進

五日市郷土館及び二宮考古館の収蔵資料を活用した常設展示や企画展、旧市倉家住宅での年中行事の展示などにより、文化財の活用を推進します。また、各種の文化財資料の電子データ化を進め、図書館のホームページに掲載するなど、文化財情報の活用を推進します。



市指定有形文化財の旧市倉家住宅

③ 文化財の啓発

文化財に関する各種の講座や体験教室などを開催するとともに、「郷土あれこれ」などを発行して市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解を図ります。また、東京文化財ウィークの開催に際し、指定文化財の所有者による公開を支援するなど、文化財に関する啓発を図ります。

④ 伝統芸能保存活動の支援【重点施策】

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して指導・助言を行い、夏まつりでの公開など、芸能の保存・伝承活動を支援します。また、農村歌舞伎の上演に必要な道具類を必要に応じて歌舞伎保存団体に提供するとともに、歌舞伎の公開等に際して指導・助言を行います。さらに、全国地芝居サミットを開催し、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援します。



〔秋川歌舞伎〕

東京都指定無形民俗文化財で、明治時代から伝わる農村歌舞伎。演じる人のみならず、それを支える人、子どもから大人までがひとつとなり、農村歌舞伎としての伝統を受け継いでいる。

〔菅生歌舞伎〕

東京都指定無形民俗文化財で、昭和10年に菅生に伝えられた農村歌舞伎。現在も地元住民が中心となって衣装やカツラなどを手作りし、伝統芸能を保存している。

上演は「菅生の組立舞台」や「古民家」などで行われ、当時の原風景が再現されている。





第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 1 市民が生涯を通じて、文化・レクリエーション活動に親しむことができるよう、施設の適正な維持管理や活動機会の提供、拠点施設の充実などが求められています。
- 2 秋川キララホールは、市民の文化創造と交流の拠点として、優れた芸術文化に触れることができる機会の充実や音楽・芸術文化を担う人材の育成などが求められています。
- 3 生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ^[*14]として、平成22年3月に「アスポルト」、平成24年2月に「五日市クラブ」が設立されました。
- 4 市内の成人の74パーセントが運動不足と感じていることや子どもの体力低下の問題が指摘されていることなどから、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

生涯を通じて文化、レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツができる環境づくりを推進するための施策を展開することにより、文化・スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

基本的取組の内容

1 芸術文化の振興

① 文化、レクリエーション活動の拠点施設の充実

生涯を通じた文化、レクリエーション活動を支援するため、その拠点施設である社会教育施設の充実を図ります。

② 公民館事業の充実

公民館では、絵画・舞踊等の芸術鑑賞の機会や芸術文化の学習機会の提供、寿大学などの主催事業の充実を図るとともに、市民による各種サークル活動や仲間づくりなどを支援します。

③ 秋川キララホールの利用促進

施設の音響の良さを活かしたあきる野らしい芸術文化活動に取り組むとともに、市民等が音楽や演劇などを発表し、鑑賞する場として、その利用促進を図ります。



音響の良さが高く評価されている秋川キララホール

*14 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。国のスポーツ振興基本計画では、「全国各市町村に少なくとも1つおく」としている。

④ アートスタジオ五日市の活用

「アーティスト イン レジデンス」事業の実施により、児童・生徒や地域住民などに対して、芸術文化に触れる機会を提供するなど、アートスタジオ五日市の活用を図ります。

2 郷土学習の振興

① 郷土学習の支援

市民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供するため、指定文化財の公開促進を図ります。また、市民解説員に対して解説研修を行うとともに、社会科授業での解説など活動の場を提供し、その充実を図ります。さらに、五日市郷土館及び二宮考古館において文化財関係の情報を提供し、利用者の郷土学習を支援します。

3 スポーツの推進

① スポーツ推進計画の推進

スポーツ推進計画に基づき、基本理念を『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちづくりを目指して～』と位置づけて、スポーツ振興施策を体系的に推進します。

② スポーツ活動の機会の充実【重点施策】

誰もがスポーツを楽しむことができるよう、NPO法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携して、多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機会の充実を図ります。



総合型地域スポーツクラブが開催したキッズダンス

③ スポーツ施設の整備・充実

既存のスポーツ施設を改修し、安心してスポーツに親しむ環境を整備するとともに、附帯設備の計画的な整備により、スポーツ活動を楽しめる場の充実を図ります。

④ スポーツ活動を支援する環境の整備

スポーツ推進委員、NPO法人あきる野市体育協会所属の指導者、ボランティアの育成・支援や総合型地域スポーツクラブの活動支援などに取り組み、スポーツ活動を支援する環境を整備します。

⑤ 市の特性を活かしたスポーツ推進

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康の増進や体力向上を積極的に図るようするため、豊かな自然環境を活かしたスポーツやトップアスリートとの交流など、市の特性を活かしたスポーツ活動を推進します。



オリンピック競泳メダリストを招いた水泳教室